				令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	
			令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで		
		十三円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、変更認定前価格）			
	○．五一円				
	○．七六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）				

備考

イ～ヘ　（略）

ト　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

9　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第十一項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

				（新設）	
			令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで		
		十三円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、変更認定前価格）			
（新設）					

備考

イ～ヘ　（略）

（新設）

9　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第十一項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。